

八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく支援金の交付に関する手続について定めることを目的とする。

(支援団体)

第2条 支援する団体は、実施要綱で規定する条件を満たし、サロン活動を実施する団体（以下「団体」という。）とする。

2 前項のうち、支援金を不要とし、登録のみ申請する団体を「自主サロン」という。

(支援金の種類等)

第3条 支援金の種類、交付条件、支援金額及び対象経費は、別記のとおりとする。

(交付及び登録申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を八王子市長（以下「市長」という。）へ提出しなければならない。

- (1) 八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業支援金交付申請書
(様式第1-1号)
- (2) 八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業支援金予算書（様式第1-2号）
- (3) 八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業支援金活動計画書
(様式第1-3号)
- (4) 八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業支援金運営者（スタッフ）名簿
(様式第1-4号)
- (5) 八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業支援金口座振替依頼書
(様式第1-5号)

(6) 会則

2 自主サロンの登録を希望する団体は、次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業自主サロン登録申請書
(様式第2号)
- (2) 八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業支援金活動計画書
(様式第1-3号)
- (3) 八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業支援金運営者（スタッフ）名簿
(様式第1-4号)
- (4) 会則

(申請期間)

第5条 交付及び登録申請の受付は、次に掲げる期間とする。

- (1) 交付申請の受付日は、4月1日とする。ただし、八王子市一般介護予防サロン活動支援事業常設サロン支援金交付要綱に定める申込みをする団体については、こ

の限りではない。

(2) 新規の自主サロン登録申請の受付は随時とする。

2 新規に交付申請をする団体は、あらかじめ前年度の募集説明会に参加しなければならない。

(交付及び登録決定)

第6条 市長は、第4条及び前条の規定により申請を受けたときは、書類審査及び実態調査を行い、予算の範囲内で支援金の交付又は登録の可否を決定する。

2 前項の決定後、市長は速やかに八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業支援金交付決定通知書(様式第3号)又は八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業自主サロン登録決定通知書(様式第4号)により団体へ通知する。

(支援金の交付)

第7条 市長は、前条の規定に基づき交付決定を行った団体に対し、第3条に基づく支援金を交付する。

2 支援金の交付は、市長が認める場合を除き、口座振替で行う。

(実績報告)

第8条 支援金の交付を受けた団体は、支援金対象年度終了後、次に掲げる書類を指定する期日までに市長へ提出しなければならない。

(1) 八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業支援金実績報告書
(様式第5-1号)

(2) 八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業支援金決算報告書
(様式第5-2号)

(3) 八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業支援金支援金使途明細書
(様式第5-3号)

(4) 八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業支援金活動報告書
(様式第5-4号)

2 自主サロンの登録を受けた団体は、登録対象年度終了後、次に掲げる書類を指定する期日までに市長へ提出しなければならない。

(1) 八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業支援金実績報告書
(様式第5-1号)

(2) 八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業支援金活動報告書
(様式第5-4号)

(支援金の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、審査及び必要に応じて調査を行う。

2 市長は、支援金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、支援金の額を確定し、八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業支援金確定通知書(様式第6号)により団体へその旨を通知する。

(変更)

第10条 年度途中で代表者・連絡責任者や活動時間・場所等、申請した内容に変更が生じた団体は、1か月以内に市長へ八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業変更・休止申請書(様式第7号)を提出しなければならない。

(休止)

第11条 年度途中で活動を休止した団体は、速やかに市長へ八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業変更・休止申請書(様式第7号)及び八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業支援金実績報告書(様式第5-1号)を提出しなければならない。

2 市長は、第9条の規定に基づく審査等を経て当該年度の支援金額を確定し、第9条第2項に規定する八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業支援金支援金確定通知書により団体へその旨を通知する。

(支援金及び登録の取消し)

第12条 次のいずれかに該当した場合は、支援金の交付決定の全部若しくは一部又は自主サロンの登録を取り消すことができる。交付決定を取り消した場合において、取り消した部分に関し、既に支援金を受領しているときは、市長の指示するところにより、取り消された支援金の額を返還しなければならない。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付又は自主サロンの登録の決定を受けたとき。
- (2) 支援金を他の用途に使用したとき。
- (3) 支援金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 暴力団の利益となる利用であることが判明したとき。暴力団による利用であることを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会する。(八王子市暴力団排除条例第9条)
- (5) 前各項のほか、補助金等の交付の手續等に関する規則及び他の法令に違反したとき。

(支援金の返還)

第13条 第9条及び前条の規定により、返還額が生じた団体は、指定された期日までにその額を市長へ返還しなければならない。

交付決定を取り消した場合において、取り消した部分に関し、既に支援金を受領しているときは、市長の指示するところにより、取り消された支援金の額を返還しなければならない。

(帳簿類)

第14条 団体は、次のとおり支援事業に係る帳簿を常備・保管しなければならない。

- (1) 支援事業に係る帳簿、領収書その他の資料を常備し、市長が必要であると認めたときは、提示又はその内容を報告すること。
- (2) 支援事業に係る帳簿、領収書その他の資料については5年間保存をすること。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

別 記 (第3条関係)

1. 支援金の交付額

支援金の種類	交付条件	支援金額
運営費補助	年10日以上で開催	上限58,000円
	年20日以上で開催	上限116,000円
	年度途中から開始した団体は 開催の予定回数	上限5,000円×予定回数 (月あたり2日まで)の金額
準備経費支援金	新たに開始する団体に対し 初年度のみ対象	上限30,000円

2. 対象経費

支援金の種類	使途経費
運営費補助	会場費・光熱水費・備品購入費・消耗品費・材料費 通信費・印刷費 講師謝礼(外部講師に限る) 改修費(軽微な改修に限る)・その他、市長が認める経費
準備経費支援金	同上の経費

※その他(注意が必要な経費)

- (1) 調理のための食材については、材料費として対象経費とする。
- (2) お茶菓子については、一人あたり1回につき250円を上限として充当できるものとする。

3. 支援金の対象とならない経費

- (1) 人件費
- (2) アルコール類及び食事・外食にあたる経費
- (3) 個人に帰属する経費(個人の所有や権利になる経費)
- (4) ポイントカードやクレジットカード等を使用して購入された経費
- (5) 領収書のない経費
- (6) その他、市長が不相当と認める経費